

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は、キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードは、次の場合に利用することができます。
 - ①当金庫所定のICカードが利用できる自動機（以下「ICカード対応自動機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
 - ②当金庫所定のICカード対応自動機を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③当金庫所定のICカード対応自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - ④その他金庫所定の取引をする場合
- (2) キャッシュカード規定の定めにかかわらず、ICカードは、ICカード対応自動機以外の自動機では利用できません。

3. (ICカードの有効期限)

ICカードの有効期限は、当金庫所定の有効期限とします。

4. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

切替、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上